

農林水産委員会会議記録（第4号）

令和7年 3月12日

福島県議会

1 日時

令和7年 3月12日（月曜）

午前 10時59分 開議

午後 2時31分 散会

2 場所

農林水産委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	水野透	副委員長	佐藤徹哉
委員	亀岡義尚	委員	満山喜一
委員	宮本しづえ	委員	伊藤達也
委員	半沢雄助	委員	木村謙一郎

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

水野透委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより農林水産委員会を開く。

これより当初予算関係議案の審査を行う。

議案の説明が終了しているので、これより質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

農林水産関係の予算総額は約1,022億円であり、このうち公共事業費が364億円との説明があったが、物価高騰の中で公共事業費の単価はどれほどの上昇を見込んでいるか。

農林技術課長

公共事業に係る労務費については、3月1日に改定し、本県では平均で4.7%、全国では6%上昇している。本県の労務費の水準については、全国で11位、東北で2位である。資材単価については、現在集計中のため結果が分かり次第、インターネット等で公表予定である。

宮本しづえ委員

公共事業費の大部分が被災地域補助整備等の事業になると思う。農8ページに、福島県営農再開支援事業、被災地域農業復興総合支援事業との大規模な予算が組まれているが、震災から14年が経過し、避難地域の営農再開率、水稻収穫量について原発事故前と比較した最新の資料はあるか。

農業振興課長

避難地域の営農再開率については年1回、国から発表される。令和5年度末時点が最新で、49.7%となっている。

水田畑作課長

水稻再開地域の収穫量については、後ほど回答する。

宮本しづえ委員

水稻収穫量の原発事故前との比較では2割弱となっており、去年も同水準かと思う。ここに農業予算をつぎ込んでいるが、思うように再開が進まない。水田の再開率は5割ほどであるが、水稻の収穫量全体で見ると約2割である。この差はなぜか。

水田畑作課長

様々な要因があると思うが、表土剥ぎによる地力の低下や、担い手が減少する中で、水管理や肥培管理等を含め、中通りや会津の生産者と比べると手が回らないことが考えられる。

宮本しづえ委員

地力が落ちているというのは、そのとおりであると思う。この地域における、1反歩当たりの米の収穫量を聞く。

水田畑作課長

県全体の平均反収は、約550kgである。

宮本しづえ委員

双葉地域の1反歩当たりの収穫量を聞く。

水田畑作課長

統計上、市町村ごとの平均反収は出ていない。公表されている数値から類推することは可能と思うが、現時点では不明である。

宮本しづえ委員

避難地域における営農再開は、丁寧に聞き取りながら支援することが必要ではないかと思う。当初予算を大幅につぎ込むが、整理予算で大幅に減額されることもあるため、農家の実態を聞きながら本当に必要な支援を確認し事業を進めていくべきと思うため指摘しておく。

続いて農3ページ、福島大学食農学類に対して年間2,000万円を補助しているが、令和元年から始まり、10年間で2億円とのことであった。この事業の性格として、10年間で終了してよいものなのか、主な使い道を聞く。また、福島大学と連携した地域農業モデル創出事業について、1,607万円が計上されているが、F-R E I（福島国際研究教育機構）との関係も含め事業内容を聞く。

農林企画課長

まず、福島大学食農学類地域課題解決実践講座設置支援事業については、福島大学が有する専門的な知見を生かしながら本県の地域課題を解決するというものであり、主に課題解決のための人材育成に視点を置いている。開始から6年目であるため、今後検討していく案件であると思う。

もう一方の福島大学と連携した地域農業モデル創出事業については、課題解決に視点を置いており、具体的には、浜通りを舞台に少ない労力で農地を保全、管理する取組のモデルを構築している。また、果樹の新規就農者について、増加傾向ではあるが技術レベルが求められる分野でありハードルが高いため、三次元の空間モデル等のデータを活用しながら、剪定技術の支援を実施している。また、みどりの食料システム法が施行されたことから、会津地方では有機農業や低農薬栽培等が生物の多様性に及ぼす影響を調査している。

F-R E I との関係について、福島大学で実施している事業は、地域課題を現場で解決していくことに着眼しており、F-R E I の内容とは若干相違があると考えているが、相互に連携し補いながら、これらの事業を実施している。

宮本しづえ委員

10年間で2億円の支援があるとの話は福島大学から聞いていたが、これは食農学

類を設置する際、国の職員の配置体制が十分ではなかったのではないかと私自身は受け止めている。支援の打ち切りは大変困るため、大学当局から話を聞き、支援の継続を検討するようお願い。

続いて、農4ページのみんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業と、農5ページのみどりの食料システム戦略推進交付金事業のように、環境に配慮した事業に取り組むことは農業分野として非常に重要な課題である。この2つの事業の違いを聞く。

環境保全農業課長

2つの事業の違いについて、みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業は本県独自の事業であり、みどりの食料システム戦略推進交付金事業の策定前から県として取り組んでいる。震災で落ち込んだ有機農業や特別栽培などを推進する取組を支援するものであり、例えば、有機農業や特別栽培に取り組む農業者が新たな資材を試す場合や、拡大に向けて取り組む農業者の掛かり増し経費を支援する環境保全型農業チャレンジ事業などがある。さらに、JAや市町村単位で農業者をサポートする取組の例として、家畜排せつ物を稲わらと混ぜて堆肥化し農地に還元する耕畜連携を行うに当たり、散布に必要な機械等を支援するサポート体制整備事業がある。今年度は、減少傾向にある特別栽培にも力を入れ、市場調査を実施した後、ブランド化の取組を支援する。

農5ページ、みどりの食料システム戦略推進交付金事業は、国の交付金を活用した現地の取組を支援するものであり、現在2市で取り組んでいるオーガニックビレッジの普及拡大を推進している。具体的には、市町村協議会が生産拡大、販路拡大を目指す農業者の取組を支援するものである。そのほか、有機農業指導員の養成や、営農型発電、環境と共生する農業の技術実証と併せて省力化の実証を行うものであり、国の交付金を活用し推進している。

宮本しづえ委員

みどりの食料システム戦略推進交付金事業は、オーガニックビレッジ宣言を行った市町村を国の交付金対象にするということか。

環境保全農業課長

国の交付金について、先ほど述べた例としてオーガニックビレッジへの取組のほかに技術実証、営農型発電の支援、あるいは地域ぐるみで資源循環を進める取組に

についても支援対象である。現場である市町村の動きに合わせた、予算を計上し取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

みどりの食料システム戦略推進交付金について、二本松市は今年度で、交付金事業の対象から外れると聞いた。事業は今後も続くが、国の交付金が活用できる期間に上限がある場合、事業を継続できるのか心配である。国は、有機農業を2050年で25%まで普及させる目標を掲げているが、交付金対象期間が2～3年で終了するのはどうかと思う。県の考えを聞く。

環境保全農業課長

委員指摘のとおり、国のオーガニックビレッジ支援事業は3年間が限度であり、来年度以降は2年間となる。県のサポート事業は柔軟な対応が可能であるため、市町村の希望があれば利用できるよう支援していきたいと考えている。

宮本しづえ委員

確認だが、二本松市は今年度で国の交付金事業は終了するが、みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業の支援を受けることが可能ということか。

環境保全農業課長

基本的に制限は設けていないため、希望があれば相談に乗る。

半沢雄助委員

農6 ページ、中山間地域等直接支払事業について、法人化、広域化が困難な中山間地域の営農団体への支援などの概要説明はあったが、具体的事例も含めて詳細に聞く。

農村振興課長

中山間地域等直接支払事業については、振興山村地域などの法指定が被っている場合かつ、水田の場合は、100分の1以上の勾配で一定の面積がある箇所において、道路や水路、ため池などの保全活動等に取り組む場合に交付対象となる。水田は、勾配が20分の1以上の場合、1反当たり2万1,000円、20分の1から100分の1の場合には1反当たり8,000円である。中山間地域は条件が不利であるため、直接的に補助する制度である。それぞれの地域の取り決めにより農家に直接支払っても、共同活動の経費として支出しても構わない。なお、農地等の保全だけでなく、伝統芸能などの農村地域特有の活動に対しても支援可能である。

半沢雄助委員

私の地元も神社の氏子だが、地域に根差した例大祭などは成り手の減少もあり、寄附金を募って開催しているなど、厳しい状況にある。意見交換の場で支援の要望があったため、別途相談する。

次に農12ページの病虫害防除業務経費について、今定例会の一般質問で当会派からもカメムシの防除に関して質問したが、次年度も恐らくカメムシが発生するだろうと農家は不安に思っている。次年度の病虫害防除について、今年度よりも強化している対策があれば聞く。

環境保全農業課長

県の病虫害防除所が行う予察の調査や、それに基づく情報発信等の活動を、国庫の植物防疫推進交付金を活用し実施している。昨今、植物防疫法が改正されたため、今後も病虫害防除の強化に取り組んでいく。

カメムシ被害については、1月の気温に影響すると言われているため、春の調査で今後の発生を予測する段取りとなっている。

半沢雄助委員

部長答弁の中で、カメムシが発生しない環境づくりや、防護ネット設置等の話があったが、発生しない環境づくりに係る経費は病虫害防除業務経費の中に含まれるか。

環境保全農業課長

病虫害が発生しにくい環境づくりについては、総合防除の内容について説明しているものである。例えば農薬に頼らず、病虫害がつきにくい植物を健康に保つ目的で温度や水環境の管理や、万が一、病虫害が発生した場合の病害防虫ネット等を含めて総合的に対策し、発生しにくい環境づくりを行うとの意味である。

半沢雄助委員

周辺の草刈り等の環境整備は理解したが、次年度の病虫害防除に関しては、現場の農家から情報収集し柔軟に対応してもらいたい。引き続き、きめ細かな対応を願う。

次に、農13ページの福島県収入保険加入促進事業はどのように積算しているのか。

農業経済課長

福島県収入保険加入促進事業は令和2年度から開始しており、5年度以前のコロ

ナ禍においては収入が減少した農業者という要件があったが、6年度は新規加入者であれば、3分の1を補助するよう要件を緩和した。7年度も引き続き6年度と同内容の補助を行うこととし、予算規模についても、これまでの実績を踏まえ計上している。

半沢雄助委員

引き続き、加入しやすい環境づくりを願う。

次に農15ページの、ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業について、今年度よりも強化する取組があれば聞く。

農産物流通課長

県産農林水産物の販売促進について、これまでは風評払拭の取組として消費者向けにPRしてきたが、それに加え令和7年度は流通事業者向けの取組を強化したい。具体的には、スーパー等に陳列する商品を決定しているバイヤー等へ県産品をPRし、選んでもらえるよう取り組んでいきたい。

半沢雄助委員

福島県産の商品を陳列してもらうことは重要だが、適正な価格設定が課題になると思う。良質でも、全国的に見て少し低めに設定されている状況もいまだにあると思うが、対策はあるか。

農産物流通課長

市場関係者が県産品を選ぶ際に、適正に価格を設定することが小売店での価格に影響するため、品質のよさやおいしさを適正な価格で評価してもらい、その値段で消費者が購入するためには何をすべきかを考え、強化していきたい。例えばお米であれば、トップブランド米「福、笑い」は、ほかの米価と比較すると高価格帯である理由等をPRし、流通事業者に選んでもらえるよう取り組んでいく。

半沢雄助委員

その取り組みの積み重ねで、よい品を相応の値段で販売できるようになると思うため、引き続き努力願う。

次に農18ページの試験研究費について、以前、農業総合センターを調査した際、品種改良等の研究に関する説明があった。高温障害を起こしにくい高品質の果物や、米等の作物への切替えが重要になると思うが、次年度、強化する取組があれば聞く。

農業振興課長

地球温暖化に対応する品種開発については、農18ページの温暖化・担い手減少対応の農業研究強化事業が、次年度の新事業として計画されており、温暖化に対応した技術対策の一つとして、高温に強い品種を3年間で選定し、市場に流通させる取組を考えている。具体的には、高温の影響を大きく受けている水稻について、来年から現地試験を開始し、流通関係者とも栽培面の評価、販売面での可能性を検討しながら取り組みたいと考えている。

半沢雄助委員

研究の中で、圃場で生育し選別する方法と遺伝子技術を使った研究を同時並行していると聞いた。遺伝子の操作はコスト面の問題が大きいですが、圃場で育てるよりもスピード感のある研究ができる。今後、遺伝子研究に力を入れるのか、現状を維持するのか。

農業振興課長

品種開発の考え方については、栽培したものの系統選抜を基本としている。委員指摘の遺伝子研究の件は、近年DNAの解析が進んでおり、例えば高温に強い遺伝子が存在する場所をマーキングできるような研究が全国的に行われている。実際には遺伝子組換えは実施しておらず、本県でも欲しい形質がある遺伝子の場所を特定し、それを見ながら圃場で選抜するような研究をしている。

半沢雄助委員

現場の研究員から意見を聞きながら、研究を進めるよう対策願う。

次に農19ページ、福島県産農産物競争力強化事業の具体的な取組を聞く。

農業振興課長

福島県産農産物競争力強化事業では、果樹研究や畜産研究等の新技術を現場で導入するための技術検証を実施している。福島牛の「福粕花」で例えると、牛肉のうまみ成分解析等の研究を行っている。

半沢雄助委員

農33ページ、中山間地域総合整備事業(県営)について、さきに質問した中山間地域等直接支払事業との違いを聞く。

農村基盤整備課長

中山間地域総合整備事業(県営)については、生産条件が不利な中山間地域において圃場や農業用排水施設等の生産基盤の整備と併せて、営農飲雑用水、農道及び集

落排水などの生活環境基盤整備を総合的に実施する事業である。

半沢雄助委員

例えば、水路のひどい漏水に苦労している人も多く見られるが、当該事業における積算内容を聞く。

農村基盤整備課長

令和7年度は、下郷町の下郷地区と柳津町の柳津中南部地区で実施を予定している。下郷地区については、営農飲雑用水の管水路工事に必要な工事費用、柳津中南部地区については、水路工事に必要な工事費用をそれぞれ概算で積算している。

半沢雄助委員

農34ページ、多面的機能支払事業について具体的に説明願う。

農村振興課長

多面的機能支払事業については、中山間地域等直接支払事業とは異なり、地形勾配等の条件はなく、県内にある農振農用地が対象である。各組織が地域の農道、水路、ため池等の施設を保全管理するなどの共同活動に対する助成措置であり、水田の場合、1反当たり3,000円が対象面積に支出される。

半沢雄助委員

約26億円の予算であるが、今年度までの実績に基づき積算しているのか。

農村振興課長

令和7年度の予算については、各市町村からの要望に基づき計上している。この金額に市町村費は含まれていないため、実際の総事業費は33億円程度となる。

宮本しづえ委員

農9ページ、地域計画策定・実現加速化支援事業について、地域計画はどのような範囲で策定されるのか。また、現時点の策定率と新年度の目標について聞く。

農業担い手課長

地域計画策定の範囲は、各市町村の地域が独自に定めることが可能である。現在、県内では1,008地区で地域計画づくりが進行しており、そのうち2月末時点で254地区が策定を終えている。

新年度の目標については、農業経営基盤強化促進法に今年度3月末までに地域計画を策定するよう明記されているため、県内の市町村において今年度内に策定され则认为。しかし、本県の場合は帰還困難区域もあり、先ほどの1,008地区の中

に含まれていない。来年度以降、帰還困難区域を有する市町村等において、新たに策定を進めるものと見ている。この地域計画は、作成すれば終わりではなく、農地の担い手等が変わっていくことも想定されるため、更新しながら進めていく。

宮本しづえ委員

今年度中に計画を策定しなければならないが、現時点で約4分の1の策定率である。1,008地区全てが策定できるとは思えないが、実際の見込みを聞く。

農業担い手課長

策定を終えた市町村の地区名や計画については、各市町村のホームページに公表される。策定中である残り4分の3の地区についても、ホームページに公表する目前まで協議されており、3月末までに掲載されると見込んでいる。

宮本しづえ委員

地域計画策定・実現加速化支援事業の8,100万円の使途を聞く。

農業担い手課長

地域計画策定・実現加速化支援事業について、現在、策定を進めている各市町村には国庫事業として補助してきたが、国は当該事業を廃止したため、未策定の地区向けに県から補助できるよう計画した。あわせて、策定後に各市町村で計画を見直す際の指導対応費用も含まれている。この予算で大きく占めているのは、地域計画の中で位置づけられている担い手の規模拡大における、機械導入に対する補助である。

水野透委員長

議案の質疑の途中だが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 1時 再開)

水野透委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案の質疑を行う。

午前中の宮本委員の質疑に対し、水田畑作課長より発言を求められているので、これを許す。

水田畑作課長

午前中、宮本委員から質問があった、水稻収穫量の統計を集計したため報告する。震災前の平成22年産が6万1,937t、令和6年産が1万8,180tであり、割合は約29%となる。なお、公表されている統計の収穫量は子実用であり、飼料用米は含まれていない。

水野透委員長

ただいまの説明も含め、質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

収穫量の統計について、約29%というのは避難地域の収穫量のみを集計したものか。

水田畑作課長

避難地域12市町村の集計である。

宮本しづえ委員

地域計画策定の質問に戻る。先ほど、担い手の農地規模拡大における農機具代との話があったが、規模拡大に伴い農機具等が必要になった際は、別の事業で補助を受けることができるのではないか。なぜこの事業で計上する必要があるのか。

加えて、地域計画策定が難しい避難地域4町村分について予算を計上したとの話だったが、4町村分とした理由を聞く。

農業担い手課長

まず、地域計画策定・実現加速化支援事業について、委員指摘のとおり、機械導入補助事業は国庫事業にもあるが、全国的に倍率が高く、採択されにくい事業であったため、そこで本県独自で補助事業を策定した。本事業の予算額は8,127万5,000円であるが、そのうち農機具導入等の補助費用については、7,488万円を計上している。

続いて、避難地域4町村分とした理由については、帰還困難区域を含む町村地域を想定している。避難地域12市町村の中では、体制が整いつつある地域とそうでない地域が分かれており、策定が難しかった4町村分を計上している。

宮本しづえ委員

コンサルタントへの委託費用も含まれているのか。

農業担い手課長

補助を受けた各市町村により用途は様々だが、その多くは策定に係る人件費等に充てられると見込んでいる。

宮本しづえ委員

地域によって、計画づくりに苦勞し、なかなか進まないこともあったと聞いている。3月末までに策定されとのことだが、計画のための計画にならぬよう県として支援するよう願う。

次に、除染に関わるが、森林再生事業は様々な分野に出てくる。事業ごとにどう異なるのか、再生事業の効果について聞く。

森林整備課長

ふくしま森林再生事業の目的は、汚染状況重点調査地域等において放射性物質の影響で森林所有者自ら整備できない森林に対して、市町村が間伐等の森林整備と、その実施に必要な放射性物質対策を実施する事業である。

まず、農38ページの一般造林費約18億9,300万円については、主に間伐などの森林整備を行うための予算である。農39ページの造林推進費については、森林整備を行うにあたり、森林の調査や同意取得、実施計画書の作成、さらに、森林整備の際に、放射性物質を含んだ土壌の流出を防ぐため、丸太筋工を設置するための予算である。これらの2つの予算を合わせて、ふくしま森林再生事業として実施している。

宮本しづえ委員

森林再生事業を実施することで放射線量が低減すると思うが、再生事業実施前と実施後の線量の差は数字で示されているのか。

森林整備課長

施業前と施業後の空間線量率を計測しているが、今手元に具体的な資料はない。震災直後は、間伐することにより、放射性物質が付着した木材を搬出することから低減効果があった。近頃は空間線量が低いため、森林整備による低減よりは、放射性物質を含んだ森林土壌が森林以外の農地や住宅等に流出しないよう、その周辺の森林を間伐し地表の植生を回復させ、土砂の流出を抑えることを目的に行っている。

宮本しづえ委員

広葉樹は落葉し地面を覆うため、むしろ放射線量の低減効果があるかと思ったが

後ほど空間線量に関する資料を提出願う。

地域の森林組合に委託し事業を実施することが多いと思うが、作業員の被曝管理は除染電離則(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則)に基づき適切に行われているのか。

水野透委員長

ただいま宮本委員から資料の提出要求があったが、採決に関わらない参考資料として委員会へ資料の提出を求めることとしたいがどうか。

森林整備課長

改めて説明するが、ふくしま森林再生事業は、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策が主であり、森林の空間線量を低減する森林除染とは異なることを理解願う。施業前と施業後の空間線量率のデータについては提示可能である。

水野透委員長

採決に関わらない参考資料として、速やかに提出願う。

ただいまの宮本委員の質問に対して、答弁を求める。

森林整備課長

作業員の被曝管理について、ふくしま森林再生事業を実施する地域の空間線量率は、作業員の被曝管理が必要な除染電離則に基づく空間線量率 $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以上には当たらないため、被曝管理を実施していない。

事業主体は、公的主体である市町村であるが、事業を直接実施するわけではなく、地元の林業事業体や森林組合に委託している。

木村謙一郎委員

農45ページ、栽培漁業振興対策費のさけ資源増殖事業について、さけの水揚げ量がいつから減少し、予算がどう推移しているか聞く。

水産課長

サケの来遊状況について、令和5年は、海面の漁獲尾数は2尾、河川は378尾であり、2年は、海面で534尾、河川で5,312尾のため、4年間で大きく減少している。震災前は、海面と河川を合わせて40万尾を超えるサケが遡上していたが、大幅に減少しており卵も確保できていない状況である。国の予算を活用し実施しているが、来遊が活発になれば即時対応できる予算を確保している。あわせて、他県から融通

できるよう、北海道や日本海側の県と連携し供給を依頼している。

木村謙一郎委員

今年度、来遊が見込めなかった点や来遊しやすい大型種苗を利用する点を含めて、工夫や来年度力を入れることがあれば聞く。

水産課長

現在は、稚魚の放流時期等の海水温が高く、さけ来遊の条件に適さない状況となっている。国の指導に基づき、放流時期は従来から変更せず、なるべく大きな種苗を放流することとしており、本県では、従来0.8gで放流していたところを0.9gまで生育することを放流の条件としている。

木村謙一郎委員

答弁の中で、来遊の条件が悪いとの話があったが、海面や内水面含めて環境状況調査等は実施しているのか。

今回の予算は、来遊を想定しているとのことだったが、どの辺りまで見極めているか聞く。

水産課長

環境面については、国が海面、海面下の水温を含め広く調査しており、本県でも、水産海洋研究センターが調査船いわき丸で月1度、海水温を調査している。現在、黒潮が蛇行しており、本県沖にも高水温の影響が及んでいるが、これまでも中期的に海水温の上昇と下降を繰り返している。親潮の勢力が強まり冷水が流れ込んでくれば、サケが本県に来遊する状況が想定されるため、国や本県の調査結果を増殖団体等に情報提供しながら備えていく。

宮本しづえ委員

債務負担行為について、一括発注することで経費を抑制する効果があるとの説明であったが詳しく聞く。

農村基盤整備課長

債務負担行為の中で最も多いのが、工事の発注に関するものである。期待される効果は、年度またぎで分割発注した場合と比較し、まとまった工事期間が確保できることや、大型発注することによる諸経費や工事ごとに準備する仮設関係費用の低減が見込めることである。特に、福島再生加速化交付金を活用している相双地域で債務負担行為を設定している。

宮本しづえ委員

特に新年度、件数が多いということはないか。

農村基盤整備課長

今年度については十数件、来年度については23件ほど債務負担行為を設定しており、約10件増加している。区画整理やパイプライン工事等をまとめて発注することで効果が期待できるため、令和7年度については件数が増加している。

水野透委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、以上で当初予算関係に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入るが、この際、農林企画課長より発言を求められているので、これを許す。

農林企画課長

(別紙「福島県農林水産業振興計画の指標について」により説明)

水野透委員長

ただいまの説明の内容も含め、質問のある方は発言願う。

伊藤達也委員

先達山のメガソーラー林地開発許可についてである。3月6日に全国のテレビ番組で報道され、時事通信においても全国配信されたため、全国に注目される状況となり、防災・減災の面で心配している。令和3年度の第2回福島県森林審議会森林保全部会の議事録を見ると、「福島市内の観光地等からの見え方についてはアセスで評価されている。遠くの観光地等から見たときに、丸裸の湖のように見える状況にはならない。場所によっては、薄くラインが入るようなイメージである。」との説明であった。実際、どこの観光地から見ても薄く線が入っているようには見えない。福島市民や福島県民の悲鳴が議会にも届いており、吾妻山の景観と自然環境を守る会から、景観の回復を求めることについて3,141名、ネット署名を含めると8,273名の請願書を受け取った。事前協議書の中でも、景観についてはでたらめばかりであり、林地開発許可を出す森林審議会森林保全部会の発言に誤りや虚偽があれば県としても抗議すべきと思うが、どうか。

森林保全課長

森林審議会森林保全部会における事業者の発言は、林地開発の審議の場面ではなく、事業概要の説明で委員の質問に対し、環境影響評価に基づく景観予測などを説明したものである。林地開発許可の審査要件に景観は含まれていないことから、事業者の説明の真偽を農林水産部において判断するものではないと考えている。

伊藤達也委員

林地開発許可の要件に、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境保全があり、環境保全の要件での景観は開発した地域内の緑化なので全体の景観は含まれないのは分かるが、その部会で明らかに異なる発言をした場合、林地開発許可の届出資料等も含めて正確性を確かめるべきだと思う。勾配や粗度係数等の災害に関わる部分は河川計画課や、付近を通っている県道を道路管理課等と調査すべきである。実際に災害が起きた場合、県の責任にされ、業者は言い逃れすると思うが考えを聞く。

森林保全課長

排水計画に関して提出された資料の現地調査について、流量増対策の審査は河川計画課が対応しているが、現地確認が義務づけられていないため、書類により審査を行っている。勾配、粗度係数、断面積等については、事業者から提出された書類を県北建設事務所において確認し、その後、河川計画課でも確認している。

伊藤達也委員

林地開発許可の是非を判断するため、事業者が提出した資料を審査するのではなく、しっかり現地調査すべきである。福島県林地開発許可制度事務処理要領では、審査に当たっては原則として現地調査を実施すると記載があるが、どうか。

森林保全課長

林地開発許可において、林地開発区域内について現地調査を行っている。河川については現地調査を義務づけていないため実施していない。

伊藤達也委員

粗度係数は断面が不整正であると0.1とカウントされるが、事業者が提出した資料の粗度係数を見ると、0.035となっている。土砂が崩れ、河川は不整正、倒木である場合は0.1となるが、0.035で提出しており内容が精査されていない。林地開発許可をした施設により水害が発生した場合、県に責任が出てくるため、農林水産部だけでなく、土木部やエネルギー課等と連携を図るべきと思う。

次に環境影響評価について、今年度、資源エネルギー庁では、再生可能エネルギー発電設備の実態把握のための現地調査を行っている。全国から太陽光発電に関する問題が寄せられているため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく認定計画の内容調査や関係法令の遵守状況分析を行い、再生可能エネルギー発電設備や周辺の現地調査等を実施するとなっており、本県でも資源エネルギー庁の立入調査を検討してほしいと思うが、どうか。

森林保全課長

環境影響評価等については、農林水産部の所管外であるが関係部局と情報共有していく。

伊藤達也委員

先日、防災専門家の山梨大学鈴木名誉教授との意見交換があった。水害の防止には、現在応急処置している排水施設の工事を完了させてから太陽光パネルを設置すべきと思うが、どうか。

森林保全課長

昨年6月に発生した濁り水の県道への流出については、計画に基づき設置された仮設の素掘り水路が閉塞し、3号調節池への導水機能が一時的に失われ発生した。林地開発区域からの濁り水の流出が、6月2日に確認されて以降、事業者は仮設水路の復旧を行い、その後、計画を前倒し水路を設置しており、それ以降県道への流出は発生していない。

伊藤達也委員

林地開発許可区域に入っていないなくとも、万全な状況にしてから太陽光パネルの工事をすべきと思う。福島市の普通河川であるため、流下能力を超えないという林地開発許可の要件を確認すべきである。6月の土砂流出後の調査における、県北農林事務所森林土木課が知事に提出した復命書には、事業区域外に3号調節池を経ず雨水を直接流下させてしまったことや、応急的な排水対策を実施したことは、申請事業計画に従って施工しておらず許可条件違反に当たると判断されたとの報告であったが、この条件違反にペナルティ等は求めたか。

森林保全課長

昨年6月に発生した濁り水の県道への流出については、仮設の素掘り水路が閉塞し、3号調節池への導水機能が一時的に失われ発生したが、仮設水路については計

画において設置が決められており、許可条件に違反していない。

伊藤達也委員

県北農林事務所に誤りがあったということか。

森林保全課長

県北農林事務所の認識に一部誤りがあった。

伊藤達也委員

この数値が正しいか確認していない状況における、机上での判断は私は違うと思う。現場で立ち会い、写真を撮って復命書を作成しているものが間違いというのは、納得いかない。これは多方面に影響する問題であり、農林水産部の林地開発許可だけで判断するのではなく、各部署が顔を合わせて協議する場を設置すべきと思うが、どうか。

農林水産部長

先達山に建設中の太陽光発電施設については、林地開発許可申請に基づいた適切な開発がされるよう法令に基づき必要な確認を行っている。本年4月から、違反行為の未然防止と抑止を図るために、許可条件に反して開発区域外へ土砂を流出させる重大な被害を及ぼした場合などに、許可受人名等を公表するとともに、林地開発を許可している全ての箇所において、実施している現地調査に加え、個々の状況を踏まえ、必要に応じてさらに現地調査を行うようにしている。委員指摘のとおり、農林水産部だけでなく、関係部局とも引き続き連携を図り、事業者に対して適切な指導を行う。

伊藤達也委員

何かあれば、許可した県の責任であるため、事業者に対し丁寧に指導すべきと思う。事業者が正確な資料を提出し、県が現地へ赴き判断し、許可することが望ましいが、うやむやになったときに一番困るのは県民である。我々も市民や県民の代表として、この問題に今後も関わり続けていくため、何も起こらないよう徹底した監視と調査を願う。

宮本しづえ委員

関連して質問する。森林保全課長から、許可要件違反ではないとの説明があったが、本当にそうか。許可要件では調節池を最初に造り、災害に対応できる状況が整った上で開発するとされている。3号調節池が十分に機能できない状況で開発が始

まったため、濁り水が流出してしまったということは、許可要件を満たしていないのではないか。

森林保全課長

許可要件は、防災調節池の設置等を先行実施することとなっている。6月の泥水流出の際は、3号調節池は完成しており、そこまで導水するための水路が仮設の状態であった。仮設の水路は、本設の水路の設置前に必要な施設であり、計画に基づいた水路である。

宮本しづえ委員

調節池が機能するために必要な導水路が仮設の状態だったため、調節池まで導水できず道路にあふれたということは、調節池を機能させるための必要な措置が取られていなかったとみなすべきでないか。

森林保全課長

仮設であるが、3号調節池まで導水する機能はあるため、機能を果たしていないとは言えない。豪雨により一時的に閉塞したもので、排水機能は十分確保されていた。

宮本しづえ委員

林地開発許可要件の最初に、豪雨の際にも下流域に影響が出ないよう調節池を造ると記載されているが、このような事態となったのは要件を満たしていなかったからと判断するのは当然である。県北農林事務所の判断が不適切だったのではなく、本庁の判断こそ不適切だと思うが、どうか。

森林保全課長

様々な工事において、仮設で一時的に機能確保しなければならないタイミングが存在する。今回は、メインとなる3号調節池は既に完成しており、導水するための水路が一時的に素堀側溝であったが、工事の段取り上、初めからコンクリート側溝にするのは難しいと考える。

宮本しづえ委員

導水機能も同時並行で作られて初めて調節池が機能すると考えるべきであり、仮設の状態のためやむを得ないというのは、林地開発許可が無意味になる。下流域に影響を及ぼさない計画が、実際には影響を及ぼしてしまったという事実に基づき、適切であったか判断しなければならない。後に仮設水路をコンクリート側溝にする

工事が行われたが、それは泥水があふれ出たためか。それとも、初めからコンクリート側溝とする計画はあったのか。

森林保全課長

3号調節池へ導水する水路をコンクリート水路にする計画は最初からあった。

宮本しづえ委員

実際に素掘り側溝が適切であったかを、県は判断すべきだったのではないか。下流域に影響を及ぼさないよう調節池を設置し機能することが前提にないと、林地開発許可は成り立たない計画であるが、あのような事態が発生したのは県の指導が不適切だったと言わざるを得ない。河川の審査は書類審査であり、現地調査を行っていないのは重大な問題だと思うため、しっかりとした監視を願う。

福島市の都市整備の関係者と話をする機会があった。以前、同地域に宅地開発が計画された際に、山を切り開いて宅地にした場合災害の危険性が高いため、計画を中止するよう国に何度も足を運び、計画を止めたとの話をしていた。それほど災害の危険性が高い地形の土地である。だからこそ、現地を見て審査しなければ住民は安心して下流域に住めない。太陽光パネルを設置しないことが災害の発生を抑える唯一の方法であり、審査が適切であったかを再検証すべきと思うが、どうか。

森林保全課長

適切な林地開発となるよう指導していく。

宮本しづえ委員

二本松市加藤木地区の再生可能エネルギー設備で、雨水が調整池まで入らず、道路に流れてしまった。墓石が流されてしまうほどの被害だったため、現地を視察した際、県からはどのような方法で入ったかと聞かれた。なぜかと聞いたところ、森林保全課が直接関与できるのではなく、設備が完成した段階で管理から手が離れるとのことだった。加藤木地区の事例を手本に、現段階で本当に適切かを再検証すべきと思うが、どうか。

森林保全課長

適切な開発となるよう指導する。また、開発が完了した地区についても、県であればエネルギー課、国であれば経済産業省と連携し現地の保全等について対応していく。

宮本しづえ委員

課長答弁のとおり、設備の許可はエネルギー庁であるが、全国に多数ある設備をエネルギー庁が直接指導することは難しいと思う。地元の県や市町村が管理できる仕組みを考えることが重要だと思うが、どうか。

次長（森林林業担当）

林地開発途中と終了後の処置については、関係部局と情報共有し、災害が起こらないよう取り組んでいく。現在は、林地開発の許可基準を満たしているため、見直すことは考えていないが、仮設水路とはいえ溢水した経緯も踏まえ、現場については出先機関も含めて注視し、指導していく。

宮本しづえ委員

現在の林地開発許可基準は何十年も見直されておらず、近年の異常気象に対応できるものではない。基準では、30年確率で調節池等の設置が設定されているため、先達山は50年確率とし対応できるようにしたかもしれないが、50年確率であれば安心という確信は誰も持てない。異常気象を踏まえ、開発許可の在り方を考え直さなければ県民は安心できないと思うが、どうか。

次長（森林林業担当）

森林法第10条の2に、許可基準を満たせば許可しなければならないと記載があり、今回は許可基準を満たした設計となっているため許可した。

宮本しづえ委員

確かに法律上はそうであるが、今起きていることは想定の範囲をはるかに超えている。県民の安全・安心を確保するため、許可権者である県が、林地開発許可の在り方を考えなくてはならないと思うが、どうか。

次長（森林林業担当）

許可基準が適正かどうかは、現場担当として注視していく。ただ、法律の問題もあるため現時点における対応は難しいが、委員指摘のとおり、現在の基準が続くとは思っていない。地球温暖化等が議論されているため、許可基準の数値についても注視していく。

半沢雄助委員

開発部分の尾根は削り、谷地の部分は盛土で造成していることについて、山梨大学の鈴木教授から意見があったかと思うが、対応を聞く。

森林保全課長

山梨大学の鈴木教授と意見交換した際に、谷地形についての意見はなかったが、谷地に排水施設を設置した上での盛土であるため、対策は実施されていると考えている。

半沢雄助委員

設置状況を含め、災害が起きないように注視願う。

宮本しづえ委員

ようやく備蓄米が21万t放出されることとなり、入札が始まったが、小売業者に安定した価格で届くのが消費者の関心の高いところである。入札の参加条件は小売業者ではなく集荷業者であるが、県は米の流通ルートを把握しているか。

水田畑作課長

入札に参加できるのは、元から契約を結んでいたが数量が集まらない集荷業者という条件がついているため、販売予定のあった顧客を確保している集荷業者からのルートで販売され则认为る。

宮本しづえ委員

備蓄米を放出すべきとの声が全国から上がっていたが、当時、国は、米はあるから流通等の途中経過で問題があるのではないかと述べていた。実際はそうではなく、米の需要は700万t以上あったのに生産量が足りなかった。需要と供給の関係だと、米の収穫量が44万tも足りなかったとの指摘があるが、どうか。

水田畑作課長

令和6年産米の生産量は前年産より18万t多いが、集荷量が21万t不足しており、このギャップを国は流通に支障が出ていると評価した。国の見解では、数字を集計している業者が、大規模な流通業者のみを集計対象としていたため、小規模な流通業者の流通量も把握しないと全容がつかめないことから、再調査していると聞いている。

宮本しづえ委員

実際の必要量に対して供給量が少なかったのではとの指摘がある。国は、去年から今年にかけて、30万t以上需要量が減ると見込んでいるが、また同じように米不足が起きるのではないかと不安も出てくる。しっかりと需給関係を把握し対策を取らなければならないが、米の生産量を増やし安定供給できる体制をつくるのが農政の基本だと思う。生産量を拡大しなければ、同じことが起きるのではないかと

思うが、どうか。

水田畑作課長

県としては、国に対して詳しい需給情報の提供を依頼している。その情報を基に、需給状況を判断し、主食用米の確保に努めていく。

宮本しづえ委員

正確な情報を得ることは非常に重要だと思うが、安定的な絶対量確保というのと、農家の生産環境整備や保障が必要だと思う。そのため価格保障や所得保障が必要であると思うが、どうか。

農林企画課長

県としても、稲作農家が経営を安定して継続できるよう必要な予算の確保を国に求めている。

半沢雄助委員

農14ページの畑地化促進事業に関連して、いわゆる5年水張ルールを撤回するとの報道があり、これにより遊休農地となっている水田も、畑としての利活用が期待される一方、ある自治体からの情報では、米を作るよりも作付面積当たりの収入が減ってしまうとの話もある。そうすると収益が上がらないため維持できなくなると思うが、県としては、農家とどのように連携し支援していくのか。

水田畑作課長

水田施策については、令和9年度から見直すとの答弁が大臣からあった。方向性としては、これまで水田に特化した施策であったが、今後は作物の生産性向上に向けた施策に変えるという話であり、詳細については7年度中に方針を示すとのことであるため、県としての対応を今後検討していく。

半沢雄助委員

F－R E Iに関して、農林水産分野でも委託研究を受けていると思うが、現場からは、令和6年度頃から始動した研究内容について、7年度で実績が出ない場合は打ち切るという査定を受けたと聞いた。ロボット除草機の開発や、センシング機能での農作物管理等は農家にとって助かる研究内容だが、費用や時間のかかる研究を1、2年足らずで切り捨ててしまうのはどうかと思う。県としても、研究継続の申入れをするべきと思うが、どうか。

農林企画課長

F－R E Iの研究については、最近そのような事態を把握したところである。この件については、農林水産部だけでなく企画調整部等を中心とし、必要があればF－R E Iに申入れを行うが、現時点では検討中である。

半沢雄助委員

F－R E Iが研究を依頼しているのに一方的に打ち切られるのは、優秀な研究者が離れる原因にもなり得る。企画調整部が中心ではあるが、農林水産部としても、しっかりと要望してほしい。

水野透委員長

ほかにはないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

水野透委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

本委員会に付託された請願2件のうち、先日審査した意見書の提出を求める請願を除く1件を議題とする。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

水野透委員長

ただいま朗読させた請願について、方向づけを尋ねる。

請願58号について、各委員の意見を聞く。

伊藤達也委員

採択の方向で願う。

宮本しづえ委員

景観のみならず、災害の危険性が非常に高いため採択の方向で願う。

木村謙一郎委員

法的な議論の継続が必要と感じたため、継続の方向で願う。

半沢雄助委員

建設途中であり、状況が変化している部分もあるため継続の方向で願う。

水野透委員長

請願58号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わ

ず、採決においてその取扱について結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求めるものを除く請願の審査を終わる。

なお、採決は3月18日に行う。

本日は以上で委員会を終わる。

明3月13日は現地調査を行うので、各委員は午前9時20分までに本庁舎東玄関に参集願う。

3月18日は総括審査会終了後に委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 2時31分 散会)